

## メディサイエンスプランニンググループサステナビリティ行動規範

当社は、事業活動を通じ様々なステークホルダーの健全性に貢献すること、当社の継続的な発展により、将来的にも健全な社会の維持に貢献し続けていくことを経営理念としております。

また、当社グループは持続可能な社会を目指す一員として、サステナビリティ経営を実現・継続させるため、サステナビリティ推進体制を構築し、「柔軟」で「活力」のある組織として「継続的」な成長を目指しています。

持続可能で健全な社会の維持へ貢献するため、国内外の法令を遵守するのみならず、社会の普遍的な規範や将来における社会的な変化、要請に真摯に対応することを目的とし、ここに、メディサイエンスプランニンググループサステナビリティ行動規範を定め、当社役職員一人一人が、当規範に基づき、責任のある行動をとることを要請します。

### 1. 適用範囲

本文書は、株式会社メディサイエンスプランニングのすべての役職員並びに株式会社シーボックの全役職員に対し適用されます。

### 2. 基本原則

#### 2.1 法令、社内規則、方針の遵守

当社の事業活動に関わる各国・地域のあらゆる適用法令、規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動をおこなうことが当社の基本方針です。当社の役職員は、自らの業務に関連する全ての法令、規則および社内規則・方針を遵守する必要があります。

#### 2.2 ステークホルダーとの関係

当社は、その事業活動が、直接、間接を問わず、様々な形で社会に影響を与えることを認識し、株主、顧客、社員、調達先、ビジネスパートナー、地域社会、その他の機関を含む当社のステークホルダーの全てが将来にわたって健全であることに貢献する事業活動を遂行するよう努力します。

### 3. 公正な事業活動と企業倫理

#### 3.1 安全で高品質なサービスの提供

当社は CRO 事業のもつ社会的責任を認識し、付加価値の高いサービスを提供し、医療・医薬品業界の活性化とその発展に貢献します。

また、治験に際してはヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則及び GCP 等関連する法規を遵守するとともに、被験者の人権尊重と安全確保に留意し、科学的厳正さをもって遂行します。

当社は信頼性の獲得に最大限努力し、顧客満足度の向上に努めます

### 3.2 公正競争

事業活動を行う各国・地域において適用される独占の禁止、公正な競争、および公正な取引に関する全ての法令および規則を遵守することが当社の基本方針です。

これらの法令や規則は、第三者との間で販売価格の維持、市場分割、供給制限等、市場原理を阻害または破壊する合意や約束を行うことを禁止しています。

いくつかの国や地域では、その領域外においてなされた行為についても、それが領域内の市場に影響を及ぼす場合には、当該国または地域の独占の禁止あるいは公正競争に関する法令を域外適用しています。

全ての役職員は、自らの業務に関係するこれらの法令、規制を確認し、遵守するものとします。

### 3.3 公正な調達

当社は、物品やサービスの調達先、委託先等を、価格競争力、品質、納期、その他客観的な基準に基づいて選定します。

人種、宗教、肌の色、出身国、年齢、性別、障害、その他のビジネス上の正当な利益と関係しない要素を理由に調達先、委託先の選定から除外することを禁止します。

これは、購買に直接従事する役職員だけではなく、購買プロセスに関与する全ての役職員が遵守すべき方針です。

### 3.4 贈答、接待

贈収賄は多くの国において違法であり、刑事罰の対象となります。法令において禁止されていない国においても、当社では、ビジネスを獲得または継続するため、もしくはその他の何らかのビジネス上の有利な取扱いを受けるために、顧客、調達先、その他のビジネスパートナーに雇われている個人に対して金銭の供与を行うことを、グループの基本方針として固く禁止します。

さらに、当社のビジネス判断に影響を及ぼすことを意図した、もしくは及ぼすおそれのある金銭、物品、あるいは接待を受けることも禁止します。

多くの国において政府役人に対する物品や金銭の供与は法令で明示的に禁じられています。

いくつかの国では政府役人に対する物品や金銭の供与に関する規制法令について、その国の領域外で行われた行為に対する域外適用を行っています。

直接的か間接的かを問わず、政府役人に対して、優遇措置を目的とした、もしくはそのように見なされかねない物品や金銭の供与を行ってはなりません。

役職員は、それぞれの地域の法令、規制を遵守すると同時に、物品、接待、その他の利益の授受に関する社内規則、方針を遵守するものとします。

### 3.5 利益相反

あらゆるビジネス上の判断および事業活動は、当社の最善の利益となるように行われる必要があります。役職員は、当社との利益相反を生じる、あるいは生じるおそれのある行為をしてはなりません。

いかなる役職員も、当社の最善の利益となるように行われるべき判断について、その独立

性を損なうことにつながる（あるいは損なうおそれのある）金銭的またはその他の取引関係を、調達先、顧客、競合他社との間で、持つてはならないものとします。

役職員は、自らと当社との間に利益の相反ないし不一致を生じさせる、もしくは生じるおそれのある状況が生じた場合には、上長に対してその旨を報告しなければなりません。

利益相反の可能性について事前に報告することは、この方針を遵守していく上での重要なステップです。

### 3.6 透明性の確保

ビジネス判断の際には、役職員は、十分な情報に基づき、誠実に、かつ当社にとって最善の選択であるとの確信を得た上で行うものとします。

役職員は、また、その判断が少なくとも次の各条件を満たしているかを確認するものとします。

- (1) 合法かつ正当であること（適用法令および社内規則・方針に適合していること）
- (2) 利害関係がないこと（個人的な利害や自己取引が存在しないこと）
- (3) 権限があること（会社から与えられた権限の範囲内の決定であること）
- (4) 相当な注意を払っていること（可能な限り関連する事実精通するべく合理的な努力を行った上で、十分な情報に基づいて行った判断であること）
- (5) 誠実に検討したこと（会社にとって最善の選択との合理的確信があること）
- (6) 裁量権を濫用していないこと（合理的な裁量の行使に基づいた判断であること）

当社役職員は本行動規範及び関連規程を遵守し、定められた社内の承認手続きを経ることで、取引の透明性を確保するとともに、利益相反、贈収賄、不正取引、詐欺、資金洗浄等の不正行為/違法行為を徹底的に排除するよう、適切な注意を払うものとします。

### 3.7 反社会的勢力の排除

当社は反社会的勢力の排除により、公正・透明・適正な取引を実現します。

具体的には

- (1) 社会の秩序・安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力とは一切の関係を持たない。
- (2) 反社会的勢力からの不当な要求に対しては、断固たる対応を取り、金銭などによる安易な妥協をしない。
- (3) 反社会的勢力とは合法的であるか否かに関わらず、一切の取引を行わない。
- (4) 反社会的勢力の影響力を利用しない。
- (5) 反社会的勢力からの圧力に対しては、担当者個人や単一部門ではなく、組織全体として一致団結して対応する。
- (6) 外部専門機関（警察、弁護士等）と連携をとり、情報収集を行い、不当要求行為に備えると同時に社員の安全確保を図るものとする。
- (7) 不当要求行為に対しては、法的措置も含めた対応を取るものとする。

### 3.8 社内通報

当社では、全ての役職員に対して、会社の方針、事業活動あるいはその他の行為が、法令・規則またはこの行動規範を含む社内規則・方針に違反している（もしくは違反のおそれが

ある)と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励します。

当社は、このような懸念が速やかに報告され、またその報告が適切に処理されるよう、通常の指揮命令系統から独立した社内通報制度を構築し、維持していきます。

当社は、かかる情報を基に誠実に通報を行った役職員を、公正にまた丁重に取り扱います。

当社は、かかる通報者が違反行為に加担していない限り、かかる通報者に対する一切の報復措置を許容せず、また、かかる通報者の匿名性を可能な限り維持することに努めます。

## 4. 労働と人権

### 4.1 雇用における機会均等

求人、雇用、研修、昇進、その他の応募者または従業員の取り扱いについて、人種、宗教、信条、肌の色、容姿、性自認、性的指向、民族、出身国、年齢、性別、障害、家庭環境、その他の当社のビジネス上の正当な利益と関係しない要素に基づく差別をしないことが基本方針です。

### 4.2 強制労働、児童労働の禁止

当社は、いかなる形態においても、強制あるいは意思に反しての就労をさせません。

また、当社は、児童を就労させません。

ここで「児童」とは、15歳未満(該当地域の法令で認められている場合には14歳未満)の者、あるいは該当地域の法令で規定される就労可能年齢がこれより高い場合は、その年齢未満の者をいいます。但し、役者、歌手、演奏家、その他、仕事の性質上児童の労務提供が合理的に必要とされる業務(例えば子役等)については、該当地域の法令で認められる範囲内においては、この方針は適用されません。

### 4.3 健全な雇用・労働

当社は雇用・労働の健全性を確保し、事業活動を行う各国・地域の適用法令に常に準拠して従業員を取り扱います。法定最低賃金を遵守し、これを下回る賃金を支払うことはありません。

フレックスタイム制度や在宅勤務制度の利用を推進し、従業員が仕事と私生活のバランスを保ちながら、健康で充実した生活を送ることを支援します。

従業員の健康と福祉を向上させるためのプログラム(健康診断、社内予防接種、メンタルヘルスサポート)を導入し、その効果を評価します。

労働条件の改善に向けた具体的な取り組み(労働時間の短縮、休暇取得の促進)を実施し、その成果を報告します。

従業員の過半数代表者との協議・対話を通じて従業員との良好な関係を構築・維持します。

### 4.4 職場環境

当社は、不当な差別や嫌がらせのない、健康的で安全かつ生産的な職場環境を維持するように努めます。

役職員は、職場において、人権または宗教に関する中傷あるいは冗談、性的な誘いかけや言動、職権を盾にした言動、法令やモラルに反する行為が職場で起きないように、お互い

に相手の人格を尊重して行動します。また、職場風土を乱すあらゆる形でのハラスメント行為に対しては断固たる態度で対応します。

職場における安全確保のため、役職員は、環境、健康および安全に関する適用法令、社内規則、方針を遵守するとともに、教育、研修を通じて健康の保持増進を図り、明るく快適な職場環境の形成に努めます。職場の安全衛生管理システムを強化し、定期的なリスク評価（職場巡視点検、空気環境測定）と改善策の実施を行います。職場において、防災用品（ヘルメット・軍手・タオル、エマージェンシーシート）を全てのデスクへ設置および定期点検を行うことにより、従業員が安心して働ける環境を維持します。

労働時間に関して適用される国や地域の法令等を遵守し、長時間労働の防止に努めます。

#### 4.5 社員教育

当社は、従業員が医薬品開発の専門家として成長できるよう、充実したサポート体制の整備確立に努めます。入社時の導入研修や各年次に応じた階層別研修、全社研修（コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、人事考課者研修等）、継続的に学び成長できるよう、最新の知識に関する教育機会等、多様な教育研修プログラムを提供し従業員の成長を支援します。

また、従業員のキャリア開発を支援するためのプログラム（メンター制度、Attending-CRA制度、社内インターンシップ制度）を導入します。

### 5. 情報管理

#### 5.1 個人情報

当社は、顧客、調達先やビジネスパートナーの従業員、役職員等の、個人のプライバシーを尊重します。

当社は、個人情報保護に関する方針とルールを定めています。

役職員は、個人情報の収集、保管、使用、開示、廃棄その他の取り扱いに際しては、関連する法令および社内規則・方針を遵守する必要があります。

#### 5.2 知的財産

当社は、特許、意匠、商標、営業秘密、および楽曲・演奏・映画作品・コンピュータプログラムを含む著作権などの知的財産権を尊重します。

役職員は、故意に第三者の知的財産権を不正使用したり侵害したりしてはなりません。

#### 5.3 機密情報

当社は、調達先、ビジネスパートナーや顧客から預かった情報はもちろんのこと、自らの機密情報の安全も確保します。一般的に「機密情報」とは、発明、創作、ノウハウ、営業秘密や、財務情報、企業戦略、販売計画、顧客・調達先・ビジネスパートナーとの関係に関する情報が含まれます。会社の承諾がない限り、機密情報を開示、流布することは禁止されています。

また、役職員はこれらの情報を当社グループの業務においてのみ使用するものとします。

## 6. 環境

### 6.1 環境保全

当社の事業活動が環境に与える負荷の軽減を追求していくことが当社の基本方針です。かかる環境に関する基本方針を遂行するため、当社は、法令に定める基準を満たす、またはそれを上回るための手立てを検討し、適宜実施することに努めます。

### 6.2 エネルギー消費と温室効果ガス

当社は、医薬品開発支援サービスの提供がビジネスの核であり、環境負荷の小さい事業ですが、我々の事業活動から排出される温室効果ガスによる環境への影響を鑑み、役職員それぞれが、エネルギー効率のよい電子機器類の調達、リモートワークや Web ミーティング等を利用した交通機関の利用削減、不要な照明や空調、電子機器類の電源オフ等、エネルギー消費を抑えそれに伴う温室効果ガス排出量の低減について、日々心がけ、行動することに努めます。

### 6.3 廃棄物管理

当社の事業活動によって排出される廃棄物については関連法規及び社内規則等に従い、適切に処理されなければいけません。

産業廃棄物の廃棄を委託する場合、定められた手順に従い、適切な許可を受けた業者を選定・利用しなくてはなりません。

リサイクル可能なもの（例えば古紙など）については適切に分別し、リサイクル業者による回収を受けることを原則とします。

リユース可能なものについては、社内で再利用し、廃棄物の削減に努めることを原則とします。

### 6.4 持続可能なサービスの提供及び資材の調達

当社は前項 3.2,6.2 および 6.3 の遵守、及び環境負荷の少ない資材の調達を通じ、持続可能なサービスを提供することに努めます。

当社は、当社のサプライヤーと協働で、持続可能な社会の発展を実現する調達を目指します。

当社は、当社のサプライヤーが関連法令の遵守、人権尊重、雇用の健全性、環境保全および製品・サービスの安全などに関する当社の考え方を理解し、賛同することを期待します。

制定：2024 年 4 月 1 日

株式会社メディサイエンスプランニング